

健発 0221 第 1 号
令和 4 年 2 月 21 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 市 町 村 長 |
| 特 別 区 長 |

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 45 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ・ 妊娠中の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすること。
- ・ 12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 2 月 21 日）